



# ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）

〒370-0074 高崎市下小鳥町233

TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

## ～記事～

- ★国内における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生状況
- ★昨シーズンの発生事例をふまえた HPAI 対策の取組
- ★家きん飼養農場への緊急消毒命令
- ★令和8年定期報告書の提出準備のお願い
- ★農業用免税軽油の集中受付月間のお知らせ
- ★堆肥化作業は臭気の発生に配慮が必要です

## ～別添資料～

- ★ご存じですか？農業用免税軽油
- ★電子指示書システム運用開始のお知らせ

## ★国内における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生状況

12月2日現在、今シーズンの家きん農場における HPAI 発生は、北海道2例、新潟県2例、宮崎県1例、鳥取県1例、合計4道県6事例の感染を確認しています。これは、900万羽以上発生した昨シーズンや、過去最多発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースです。

また野鳥等の HPAI 感染事例は、北は北海道から南は鹿児島県まで、全国の広い範囲で確認されています。さらに、11月14日には、**高崎市で回収された野鳥（オオタカ）において HPAI ウィルスが検出されました**。このことから、**群馬県内に HPAI ウィルスが侵入しており、県内のどこで発生してもおかしくない状況となっています。**

あらためて、次の重点項目を中心に防疫対策の徹底をお願いします。



昨シーズン発生した全51事例のうち、**34事例が1月の発生**でした。

令和4年、令和5年シーズンの**群馬県での事例も1月の発生**です。

例年の傾向を考えると、**これからの時期が最も警戒が必要です！**

## 高病原性鳥インフルエンザ対策の重点項目

### ① 早期発見・早期通報【最重要！】

- 毎日の健康観察を入念に行う
- 少しでも異状を認めたら速やかに家保へ連絡
- 誘導換羽中も警戒を徹底



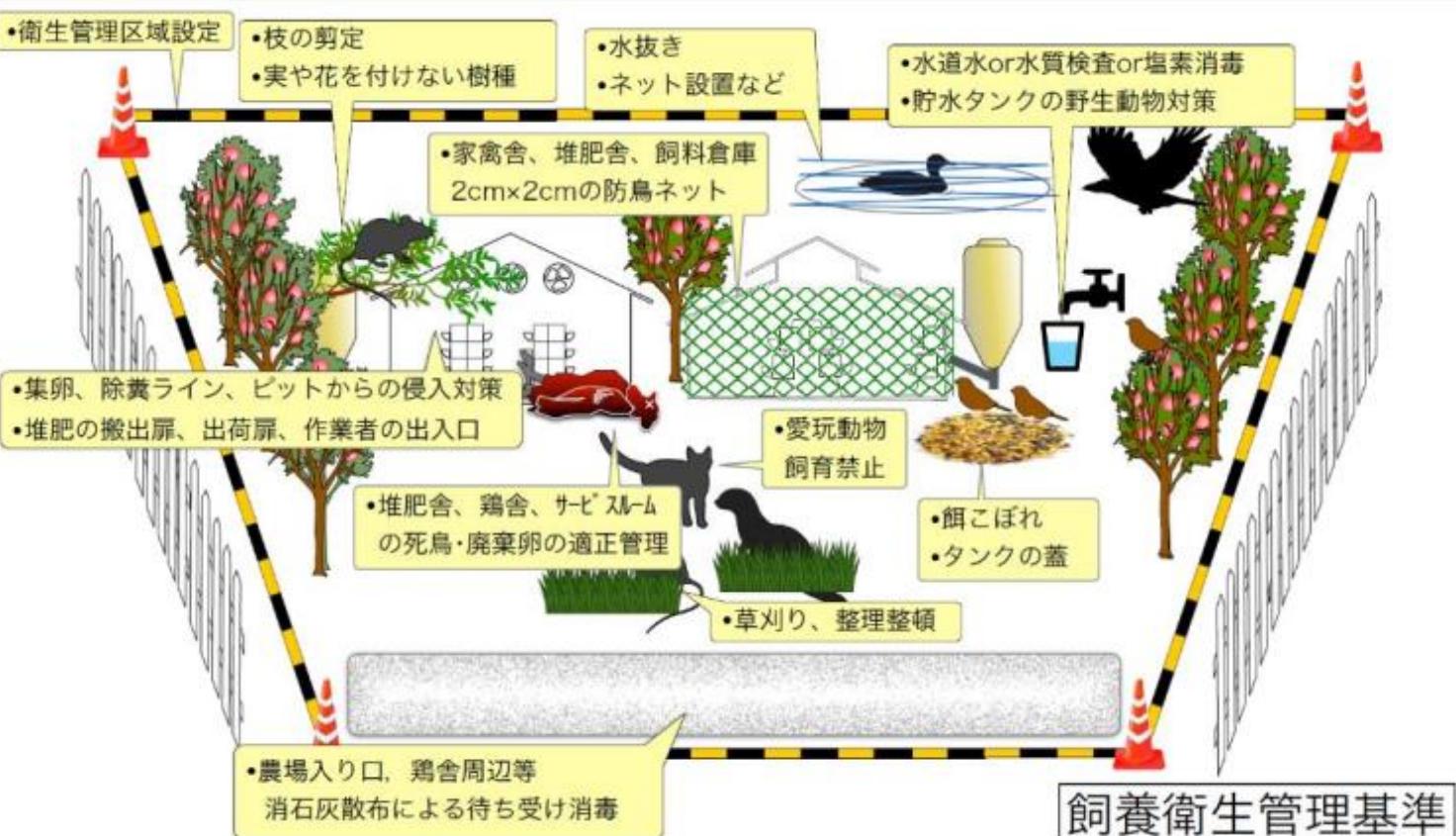
### ② 人、もの、車両によるウイルス侵入対策

- 長靴・衣服交換（家きん舎ごとに専用長靴設置・着用）
- ウイルス量を減らすための消毒（踏み込み消毒槽等）
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施
- 従業員だけでなく運搬事業者等出入りする事業者も徹底



### ③ 野生動物の侵入防止対策

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の修繕
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏卵・鶏糞の搬出口にカバーを設置
- 餌こぼれや死体・廃棄卵の適切な処理（農場に寄せ付けない対策）



## ★昨シーズンの発生事例をふまえた HPAI 対策の取組

### ◆昨シーズンの発生事例の傾向

- ✓ 過去に発生した農場での再発事例が確認
- ✓ 大規模農場での発生が多数
- ✓ 家きん農場集中地域で連続的な発生
- ✓ 死亡羽数増加を誘導換羽の影響と誤認したことによる通報の遅れ

今シーズン発生した6事例のうち4事例が20万羽以上飼養の大規模農場での発生です。さらに、うち3事例が過去発生した農場での再発事例であるなど、昨シーズンの発生事例と同じ傾向になっています。

昨シーズンの発生事例をふまえた次の取組を実施し、ウイルス侵入対策のさらなる強化を行いましょう。

### ◆ウイルスに汚染された塵埃の対策

- ✓ 入気口へのフィルター・不織布の設置
- ✓ 細霧装置による消毒液の噴霧
- ✓ 入気口の一部閉鎖



フィルターの設置

細霧装置の設置

### ◆地域一体となった野鳥誘因対策

- ✓ 農場周辺の野鳥生息状況の把握
- ✓ 池への防鳥ネット設置や水抜きなど
- 農場周辺環境におけるウイルス低減対策



池の周囲にネット設置

## ★家きん飼養農場への緊急消毒命令

### 消石灰散布のお願い

11月10日付群馬県告示により緊急消毒の実施を命令しました。

消石灰の散布を引き続きお願いします。

- ✓ 鶏舎周囲と農場外縁部に散布

2m以上の幅

- ✓ 敷布量は適切に

0.5~1.0kg/m<sup>2</sup>

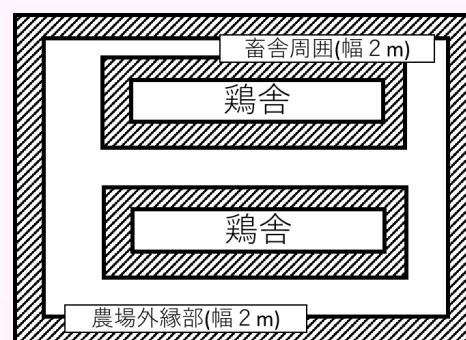
1袋：2m 幅 15m長

- ✓ 定期的に散布を

野外散布後 1週間程度で消毒効果が減少します

- ✓ 消石灰は強アルカリ性

マスク・手袋を着用し散布してください



## ★令和8年定期報告書の提出準備のお願い

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事に報告することが義務付けられています。令和8年1月末に通知を発送予定ですので、書類提出の準備をお願いします。

なお、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きが可能ですので、ご利用ください。

## ★農業用免税軽油の集中受付月間のお知らせ

農業用機械に使用する軽油は、事前に申請手続きを行うことで軽油取引税（32.1円/L）が免除されます。今年度の集中受付期間及び申請場所は次のとおりです。

1 申請期間：令和8年2月2日（月）～2月20日（金）

2 申請場所：高崎行政県税事務所

詳細は、同封のリーフレットをご参照ください。

## ★堆肥化作業は臭気の発生に配慮が必要です

畜産業に起因する苦情の中で多いものの一つが悪臭であり、堆肥化処理にともない発生する臭気もその要因の一つです。家畜ふんを堆肥化することは、雑草種子や病原菌を不活性化したり、臭気の原因物質や汚物感を取り除き、良質堆肥として耕種農家などが利用し易くするために必要な作業です。

堆肥化処理により発生する臭気が、周辺住民からの苦情の原因とならないよう、以下の点に配慮しながら、良質堆肥の生産に努めていただきますようお願いします。

### ○堆肥化前にしっかりと水分調整を行う

→ふんにおが粉等の水分調整材を混合して通気性を保つことで、好気的な発酵が進み、腐敗系の臭気発生を抑えることができます。

### ○堆肥の切り返し作業を行う時の天候や時間帯を考慮する

→作業時は臭気が最も発生しやすくなります。好天の昼間の時間帯は、太陽の熱で暖められた地表付近の空気が上昇気流となり、発生した臭気が留まりにくくなります。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233

TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。